

長与町農地利用最適化推進委員募集実施要領

長与町の現農地利用最適化推進委員が令和8年7月19日をもって任期満了を迎えるにあたり、次期農地利用最適化推進委員の募集を行います。

つきましては、農地利用最適化推進委員の候補者となる者の推薦及び応募の手續等について、下記の要領により実施いたします。

記

1. 職務内容

身分	地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤
職務内容	・農地の権利移動や転用に係る調査の意見具申（毎月1回の総会出席） ・担当区域内の農地利用の最適化の推進（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び利用関係者への調整 ・農地利用最適化推進指針の策定及び変更への意見具申 ・その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加
報酬	「長与町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給

2. 任用期間

農業委員会が委嘱した日（令和8年7月中旬予定）から令和11年7月19日まで

3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格条件

農地利用最適化推進委員は、(1)に掲げる者であって、(2)の資格条件のいずれにも該当する者であること。また、(3)欠格条項のいずれかに該当する者は、農地利用最適化推進委員となることができない。

(1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

(2) 資格条件

- ・原則として町内に住所を有する者
- ・町が設置する他の附属機関の委員にあっては、その兼務が禁止されていない者
- ・長与町に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員でない者
- ・長与町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(3) 欠格条項

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 募集を行う人数

8人

農地利用最適化推進委員が担当する地区割表

地区番号	地 区 名	定 数
1	本川内地区	1
2	平木場地区	1
3	三根地区 ・ 吉無田地区 ・ まなび野地区	1
4	高田地区	1
5	丸田地区	1
6	嬉里地区 ・ 北陽台地区	1
7	斉藤地区	1
8	岡地区	1

5. 募集を行う期間

令和8年3月2日から令和8年3月30日まで（29日間）

6. 推薦及び応募に係る手続

(1) 推薦手続

- ①農地利用最適化推進委員の候補者を推薦しようとする者が提出する書類は、個人が推薦する場合にあっては長与町農地利用最適化推進委員候補者推薦届出書（個人推薦用）（様式第1号）により、法人又は団体が推薦する場合にあっては長与町農地利用最適化推進委員候補者推薦届出書（法人・団体推薦用）（様式第2号）による。この場合において、個人による推薦は、当該推薦を受ける者と同一の地区の区域内に住所を有する2以上の農業者等による連名の推薦を要する。
- ②推薦をしようとする者は、前項に定める届出書に、長与町農地利用最適化推進委員候補者推薦届出承諾書（様式第3号）、宣誓書（様式第4号）その他農業委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。
- ③推薦に係る手続は、文書をもって行わなければならない。

(2) 募集手続

- ①農地利用最適化推進委員の募集に応募しようとする者が提出する書類は、長与町農地利用最適化推進委員候補者応募届出書（様式第5号）によるものとする。

②応募しようとする者は、前項に定める届出書に、宣誓書（様式第4号）その他農業委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

③応募に係る手続は、文書をもって行わなければならない。

（注：農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者になることはできるが、両委員を兼ねることはできない。）

7. 募集に係る書類の提出

(1) 提出方法

書類は封入の上、封筒の表に「農地利用最適化推進委員公募」と朱書きし、郵送又は持参により提出する。なお、郵送による提出は募集期限までに役場に必着するものとする。

(2) 提出場所及び問合せ先

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1 長与町農業委員会

電話：095-801-5837

FAX：095-883-3337

8. 推薦及び応募状況の公表

(1) 推薦及び応募状況について、町ホームページ等で公表する。

中間公表：令和8年3月中旬

最終公表：募集期間終了後

(2) 公表する事項

農業委員会等に関する法律施行規則第12条に規定された事項

9. 選考方法

農業委員会の総会において、提出された書類を基に選考を行う。また、必要に応じて、面接や関係者からの意見聴取及び長与町農業委員会委員候補者評価委員会へ意見を求めることがある。結果については、町ホームページ等により公表する。

10. その他の注意事項

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 推薦届出書及び応募届出書の提出は、農地利用最適化推進委員の候補者となるためのもので、農地利用最適化推進委員となることが決定されたものではない。

(3) 推薦及び応募等に関する経費は、関係当事者の自己負担とする。

(4) 推薦及び応募に係る様式は、町ホームページからダウンロードするか、町農業委員会事務局で入手すること。